



2025 年 6 月 20 日

各 位

会社名： 日東電工株式会社
(コード番号 6988 東証プライム)
代表者名： 取締役社長 高崎 秀雄
問合せ先： 取締役 経理財務本部長
伊勢山 恭弘
電話番号： 06-7632-2101(代表)

譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

① 譲渡制限付株式報酬としての処分

(1) 処分期日	2025 年 7 月 10 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 103,200 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,621 円
(4) 処分価額の総額	270,487,200 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 5 名 41,700 株 当社の執行役員 22 名 61,500 株 ※非常勤取締役及び社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

② 業績連動型株式報酬としての処分

(1) 処分期日	2025 年 7 月 10 日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 49,700 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,621 円
(4) 処分価額の総額	130,263,700 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 3 名 49,700 株 ※非常勤取締役及び社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年6月22日開催の当社第153回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）が中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬制度」という）および業績連動型株式を交付する株式報酬（以下、「業績連動型株式報酬制度」といい、譲渡制限付株式報酬制度と総称して「本制度」という）を導入することにつき、ご承認をいただいております。

- ・対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額2億4,300万円以内として設定すること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は32,000株（当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、現在は160,000株）を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を30年間とすること等
- ・対象取締役に對する業績連動型株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3億6,400万円以内として設定すること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる普通株式の総数は48,400株（当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、現在は242,000株）を上限とすること等についてもご承認をいただいております。

また、当社は、2018年4月27日開催の当社取締役会において、当社の執行役員（以下、対象取締役と総称して「割当対象者」という）に對しても本譲渡制限付株式報酬制度を適用することを決議いたしました。本自己株式処分は、本制度を踏まえ、本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

本自己株式処分に伴い、当社が譲渡制限付株式報酬を支給する割当対象者との間で締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

2025年7月10日～2055年7月9日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という）において、割当対象者は、当該対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）につき、第三者に對して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という）をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由

により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2025 年 7 月から割当対象者が当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、期間満了時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025 年 7 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

⑥ 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025 年 6 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,621 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(2) 業績連動型株式報酬制度

① 業績連動型株式報酬制度の概要

当社はあらかじめ職位に応じた交付基準株式数、業績評価期間、および評価指標を設定します。そして評価指標の達成水準に応じた支給率に交付基準株式数をかけて算出した株式数を、業績評価期間の全部（ただし、業績評価期間の初年度における新任取締役を含む）において業績連動型株式報酬制度の対象取締役の地位にあったことを条件として、業績評価期間の終了をもって、対象取締役毎に株式を割当てます。このとき、対象取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式を取得します。対象取締役が取得した当社普通株式は、インサイダー取引規制に係わらない限り、任意に譲渡することが可能です。

② 報酬対象期間および業績評価期間

2022年4月1日から2025年3月31日（以下、「対象期間」という）までの3事業年度を報酬対象期間および業績評価期間とします。

③ 業績達成水準の指標および支給率

各人の支給株式数は、業績評価期間の開始から3年が経過した時点での連結営業利益、連結ROE、ESG項目(CO2排出量削減、女性管理職比率向上に向けた取組み状況など)により決定する。高い目標値を設定するものとし、目標不達成の場合は支給せず、目標達成度合いに応じて80%~150%で変動する。

④ 1株当たりの払込金額

業績評価期間終了後に、業績連動型株式報酬制度に基づき支給する株式の新株式発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利としない範囲内で当社取締役会において決定します。

⑤ 当社普通株式の交付の要件

- ・対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役（社外取締役を除く）の地位にあったこと
- ・当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ・その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

⑥ 対象期間中に対象役員が異動した場合の取扱い

- ・対象期間中に対象役員への就任又は昇格・降格した場合
 - i. 新たに当社の取締役（社外取締役を除く）に就任した者に対しては、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとします。
 - ii. 昇格又は降格（異動）した対象役員は、下記算定式にて算定した株式数を、その者の職位別の交付基準株式数とします。
交付基準株式数＝異動前の交付基準株式数＋（異動後の交付基準株式数－異動

前の交付基準株式数) × 異動後の対象期間の残月数※ / 36

※ 1 ヶ月に満たない場合は 0 ヶ月として計算します。

- ・対象期間中に当社の取締役(社外取締役を除く)を退任した者に対しては、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとします。

⑦ 対象期間中に組織再編等又は業績連動型株式報酬制度が廃止された場合の取扱い

対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとします。

(注) 当社の役員区分「非常勤取締役」について、本制度においては、「社外取締役」と同様の取扱いとしております。

以上